

琴平町障害者活躍推進計画

機関名	琴平町	
任命権者	琴平町長	
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）	
琴平町役場における障害者雇用に関する課題	本町は、法定雇用率を達成しているものの、平成 10 年度以降、障害者の採用を行っていない状態であるため、将来的にわたり法定雇用率の達成が維持できるよう、積極的な採用活動を行う必要がある。 また、障害者である職員の活躍のために、体制整備や各種取組が必要である。	
目標		
① 採用に関する目標	法定雇用率の維持 （参考）令和 6 年 6 月 1 日時点の実雇用率：3.31% （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。	
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法）毎年度末、人事記録やアンケート等を基に、定着状況を把握・進捗管理。	
③ 満足度、ワーク・エンゲージメントに関する目標	アンケート調査で仕事内容等についての評価を「満足」、「やや満足」とした人の割合 100%を維持する。 （評価方法）毎年度末、アンケート調査を実施し、把握・進捗管理。	
④ キャリア形成に関する目標	本人の希望を踏まえ、新たな職域の開拓を検討する。 （評価方法）毎年度末、人事記録を基に把握・進捗管理。	
取組内容		
1. 障害者の活躍を推進する体制整備		
	(1) 組織面	○障害者雇用推進者として、総務課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、総務課人事担当職員及び保健師が担当し、必要に応じて産業医とも連携を図る。
	(2) 人材面	○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合、人事担当者等は労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。また、人権研修や新採職員研修等において、障害に係る内容のものについてもテーマとし、全職員の障害理解を推進する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○対象職員に毎年度アンケートを実施し、職員と業務の適切な

		マッチングができていないかの点検を行い、必要に応じて職務の選定及び創出について検討を行う。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1) 職務環境	○基礎的環境整備としてのエレベーター及び多目的トイレの設置ができていないため、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ○障害者の要望を踏まえ、就労支援機器の購入を検討する。 ○障害者との定期的な面談等により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。 ○募集・採用に当たって、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、応募者の負担軽減を図り、積極的な採用に努める。
	(3) 働き方	○時間単位の年次休暇や病気休暇などの個々の状態や働き方に対応した各種休暇制度が利用しやすい環境を整備する。
	(4) キャリア形成	○本人の希望等も踏まえつつ、階層別研修や専門研修等を実施する。
	(5) その他の人事管理	○職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を促進する。